

東洋学園大学コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画(改定案)

2026年4月1日改定

統括管理責任者

東洋学園大学は、文部科学省が制定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月19日(令和3年2月1日改正)文部科学大臣決定)に基づき、コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画を以下のとおり策定し、実施するものとする。

	コンプライアンス教育	啓発活動
対象	公的研究費の運営及び管理に関わる構成員	全ての構成員
目的	公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正に当たるのかなどを理解させること。	不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること。
内容	1)競争的研究費等の使用ルールの周知 2)不正が発生した場合のしるじや影響の理解 3)研究者が公的研究費を正しく使うために知っておくべきルールや、不正を防ぐための取りし組みについての理解	1)最高管理責任者の不正防止のビジョンの周知 2)コンプライアンス教育の内容を踏まえ、これと併用・補完することにより、不正防止対策の取組について実効性を高める内容を設定
方法、実施しるじ、頻度	1)科研費執行説明会の実施及び「東洋学園大学 公的研究費に関する使用マニュアル」等の学内ルールの周知(公的研究費採択時) 2)日本学術振興会 研究倫理 e ラーニングコース「eL CoRE」の受講(着任時、もしくは5年に1度) 3)文部科学省作成 YouTube MEXT ch「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に係るコンプライアンス教育用コンテンツの受講及び理解度確認票の提出 〔公的研究費採択者〕 採択期間中毎年度 〔管理部門(研究倫理委員会、企画部)〕 委員会所属期間中毎年度、事務部門配属中毎年度	1)既存の会議体等で周知 2)掲示板での啓発活動ポスターの掲示、メール配信(四半期に1回程度実施)。